

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おいてけ堀協会（以下「本会」という。）評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めものとする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは定款第5条による者をいう。
- (2) 役員等とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

2 役員等の報酬は、評議員会・理事会への出席、監査、その他の会議等への出席の都度、定款第21条に定める金額の範囲内で別表2に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 本会は、評議員及び役員等、その職務を行う為に要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、評議員及び役員等が本会の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、旅費規程に準じて旅費を支給する。

3 費用の弁償の請求があった時は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表1

役職	評議員会出席につき
評議員	3,000円

別表2

役職	理事会出席につき	その他会議等出席	会計監査	事業監査
監事	3,000円	3,000円	100,000円	10,000円
理事	3,000円	3,000円		